

と う か 闘 華

発行:ユニオン東京合同

発行人:三角 忠

東京都千代田区三崎町 2-17-8 皆川ビル 301 朔気付

TEL&FAX 03-3262-4440

メール info@union-tg.org

ホームページ <http://www.union-tg.org/utg/>

郵便振替 00110-8-120661

許すな戦争！通すな共謀罪！

すでに秘密保護法―戦争法を強行成立させた安倍政権は、さらに「東京オリンピック成功のためには、共謀罪導入でテロを防止しなければならない」という強引なこじつけで、4月6日、名前を変えて共謀罪法案の国会上程を強行した。

一方海外では7日に、トランプ政権がアサド政権に対し、国連決議なく、アメリカ国内の議会の承認を得ることもなく、いきなり、巡航ミサイル「トマホーク」59発を発射し、シリアのシャイラート空軍基地を攻撃した。これは合理性も正当性もない、デタラメな攻撃なのに安倍政権は賛成している。こんなことをしたら一気に世界の緊張を高め、戦争に突き進むことになるだろう。 【6面「たんしん」ご参照】

「一般人」というゴマカシ

共謀罪法案は、「2人以上で計画し」そのうちの誰かが「資金または物品の手配、関係場所の下見その他」の「準備行為」を行った場合に処罰するというもので、「実行行為のない話し合いや内心・思想を犯罪にする」戦争のための全民衆への弾圧法案である。自由に国家権力を行使して弾圧したい権力にとって、こんなに使い勝手のいい法律はない。「思想・良心・内心の自由」に踏み込んで明白な憲法違反・罪刑法定主義に反する極悪法案である。安倍政権側は「一般人は対象にならない」「労働組合も対象にならない」と言っているが、「一般人」とそうでない人を思想によって区別することは、「思想の自由」を根本的に否定するもので、さらに「一般人の団体がその性格を一変させた場合は、組織犯罪集団となる」と、権力が団体の性格まで監視し、

権力が判断したら犯罪集団のレッテルが張られる。

そもそも、2人以上で話し合って準備することなど、私たちの社会ではいくらでもあることである。「共謀」は、特別なことではない。話し合ったり、合意形成したり、その準備したり、民主的に物事を決める団体は、「共謀」するのである。政府の進めることに疑問を持って、情報を共有したり、反対するようなことを話し合い、集会なども企画する。ところが権力がこれをなんらかの「準備行為」と認定したら、それだけで罪になるということである。

共謀罪は団結を破壊し、戦争社会への道

労働組合は、2人以上が団結して労働者の社会的地位の向上や労働条件改善を直接の目的に結成される団体である。労働組合は不当解雇撤回を求めるチラシを配布することや、団体交渉で要求実現のために「刑事免責・民事免責」を保障されている団結権の行使＝ストライキを打ち抜こうとして組合会議で話し合うが、このことで共謀罪が成立する可能性がある。

いったん共謀罪が悪用されると、結果的に共謀罪を根拠に立件された事件について裁判所が仮に無罪判決を出したとしても、正当な組合活動に対する萎縮効果が生じ、労働組合が壊滅的な打撃を受けるのである。

さらに、共謀罪での摘発の危険をおそれ社会全体が萎縮し、労働者が労働組合に入ることを躊躇するようになりかねないし、文章や言論の表現もこれまで通りにしていたら、共謀の罪となることもありうる。

安倍は戦争に向けて、共謀罪の成立を目指しているが、アメリカのトランプ政権が、ミサイル攻撃をしたことで一層戦争情勢は高まっている。労働者は「戦争反対！ 共謀罪は廃案！」で、共に闘おう。

労働運動解体攻撃を打ち返そう 労働法制改悪を許すな

戦争攻撃と一体の労働法制解体攻撃

安倍政権による戦後労働法制の全面解体攻撃は、戦争の準備（共謀罪など労働者弾圧を含む）と並ぶ、改憲攻撃である。日本を9条改憲と戦争に突き進ませるためにも、労働者階級の権利を奪い、団結を解体することを不可欠としている。

1) 改悪労働者派遣法

安倍政権は、2015年9月の国会で、集团的自衛権行使のための戦争法の制定と合わせて労働者派遣法の改悪を強行した。この派遣法改悪で、派遣労働を「例外的・一時的」なものとして位置づける建前は最後に葬り去られた。改悪前は専門的とされる26業種を除き、資本が同一の部署で派遣労働者を3年以上使い続けることは禁止されていたが、その制限は撤廃された。他方、同じ派遣労働者が、同一企業の同一部署で働ける期間は全業種で3年に制限された。資本はあらゆる業種で恒久的に派遣労働を使える一方、派遣労働者は3年ごとに解雇される。正規労働者を次々に派遣労働者に置き換えることを可能にし、労働者に「生涯派遣・一生非正規」を強いるものとなった。

2) 改悪労働契約法

さらに安倍と資本家らは、労働契約法を労働者を総非正規職化させるために使おうとしている。2012年に改悪され13年4月に施行された労働契約法第18条で、5年以上継続して働いた労働者は、本人が申し込めば無期雇用へ転換しなければならないとされた。この規定が実際に意味を持つのは18年4月からだ。資本家らはこれを逆に使い、5年が来る前に非正規労働者を全員雇い止めにし、試験を課して選別した人だけを無期雇用へ転換するという制度を、就業規則の改悪という形で全産業への導入を進めている。しかも、無期雇用へ転換されたとしても、賃金を始めとする労働条件は従前と変わらない。18年に向かう過程で、非正規職全員解雇という攻撃との攻防が、全産業的に始まっている。このような改悪労働者派遣法と改悪労働契約法は、「正社員ゼロ」「解雇自由」の社会を生み出すための雇用・労働法制の画歴史的転換である。

3) 36協定をめぐる問題

労基法は1日8時間、1週40時間を労働時間の原則とし、それを越えて労働者を働かせる場合には、過半数を組織する労働組合か、労働者の過半数を代表とする者との書面による協定を結ばなければならないと定めている（36協定）。本来これは、労働時間の無制限な延長を労働組合の力によって規制することを目的としていた。だが、連合などの御用労組は、資本の言いなりになって無制限に労働時間を延長できる協定を結んできた。日本の労働時間が異常に長いのは、36協定によって青天井の残業が可能な仕組みになっていることである。「月45時間」などの限度基準が一応あるが、法的な拘束力がなく、しかも突発的な事情を見越してさらに延長できる「特別条項」があつて、無制限残業を可能にしている。

こうして36協定は、長時間労働を労働者に強いるためのものに変質させられてきた。ところが、いま、安倍と資本家等は36協定という制度さえ撤廃することを狙っている。これは連合をも対象にした労働組合解体の攻撃だ。

4) 連合が安倍の露払い

連合は、労働組合が労働者の権利を護る役目であることを投げ捨て、安倍の露払いに転じていると言えよう。3月13日、連合会長の神津里季生は経団連会長の榊原定征と連れ立って首相官邸を訪れ、安倍がたくらむ労働基準法の改悪めぐり、残業規制の上限は繁忙期については「月100時間未満」とするように要請した。月100時間とは、厚生労働省さえ過労死認定の基準としている数値だ。連合は「労働組合」の名で、過労死するまで労働者を働かせていいと資本に表明したのだ。安倍の裁定で「100時間未満」で決着したと報じられているが、とんでもない茶番劇だ。

5) 「働き方改革」なるものの反労働者的狙い

電通の新入女性労働者の過労自殺が明らかになったことをきっかけに、過労死するまで働かせる資本への怒りが昨年秋以降、広く社会に噴出した。安倍は、「働き方改革」で長時間労働が是正されるかのようなペテンを振りまいてきた。

ところが、3月28日の「働き方改革実現会議」で決まった「働き方改革実行計画」の内容は、連合の裏切りにも助けられ、長時間労働で労働者が過労死することを防ぐために始まったはずものを、「繁忙期の残業月100時間未満」と「過労死ライン」と言われる「残業月100時間」基準まで働かせることを容認するものとなった。

繁忙期には「残業月100時間未満」や「2～6か月の平均80時間以内」などとして、「例外的に」働かせることを、政府がお墨付きを与え、助長させることになる。安倍はそれを「労働基準法70年の中で歴史的な大改革」とうそぶいて強行しようとしている。

このように労基法は労働者保護という建前さえ失って、資本のあくなき搾取を合法化するものに変えられようとしている。

6) 残業代ゼロ法案

「残業代ゼロ」法案は、労働時間規制が一切適用されない「高度プロフェッショナル」という労働制度をつくる労働基準法の大改悪案だ。管理職になる一步手前の「高度専門職」（年収1075万円以上）が対象で、労働時間という概念がなくなり、残業代も、深夜・休日出勤手当も出ない無制限の労働になる。経営者は、労働時間を管理する責任がなくなり、労働者が長時間働いて体を壊したり、「過労死」したりしても自己責任にされる。まさに「残業代ゼロ・過労死促進法案」と呼ばれるものだ。

安倍と資本家らは「高度専門職」に限って「時間ではなく成果で評価する制度」だとする。しかし経団連の榊原定征会長は、今後、職務要件も年収も下げて労働者の10%に広く適用することを主張している。

併せて企画業務型裁量労働制の適用業務を緩和し、営業職などに広げる改悪も盛り込まれている。裁量労働制は、労使が合意した時間を労働時間と「みなす」制度で、合意が8時間であれば、実際に10時間働いても2時間分の残業代は出ない。仕事の裁量がない営業職に導入したら、適用者があいまいになって、ノルマ達成のための長時間サービス残業が激増するのだ。

7) 「働き方改革」というフレコミで、働く権利を解体

ほかにも、働き方改革実行計画の問題なことは、自動車などの運転業務や建設業、医師は残業規制の適用を5年間猶予されることや、この残業規制には、休日労働は含まれていないことだ。

長時間労働でメンタルに不調をきたす人、過労死する事件が増えている中で、実態では残業時間を過小申告させられている場合もあり、労安法でストレスチェックなどを義務づけても、長時間労働をやめなければ労働者は

安全に働けない。またヤマト運輸・関西電力などでの残業代不払い問題も表面化していることからしても、使用者は労働者の残業に対して、安全に働かせ、時間外労働には割増賃金を払う義務がある。

安倍政権の「働き方改革実現会議」など資本家らはほとんど労働者から権利を奪い、資本の利益のために死ぬまで働けということなのだ。

8) 労働法改悪・労組解体という攻撃の一体的包括性

これらの攻撃の根本には、労働組合の絶滅・一掃という狙いが込められている。労働組合を解体して戦争・改憲に突き進むことが安倍の意図だ。18年に向けてすでに始まっている攻防は、労働者階級の権利・利害に大きく関わる。

労働組合・労働運動の力で戦争への道をつぶそう

労働者は過労死するまで働かせられるのはまっぴらだ。労働者の安全に働く権利が、奪われてはならない。労働組合は断固反対しよう。

労働運動をつぶし、労働者の権利を奪うことで戦争への道が開かれるかが焦点になっている。労働者は職場闘争を軸に、労働者の権利を奪う労働法制改悪と全面的に闘い、勝利することで、戦争への道をつぶそう。労働法改悪・労組解体攻撃と闘うことと、共謀罪反対闘争は本質的に一体であるという確認のもと、徹底的に闘い、必ず勝利しよう。

ユニオン東京合同は職場で闘い解雇撤回を闘い、国会を巡る闘いに勝利し、戦争に反対し共謀罪新設を許さず、戦争をつぶす闘いに勝利する。ガンバロウ。

残業上限規制(1カ月間)と「過労死」の実態



(上記の表は東京新聞より掲載)

◆◆手をつなぐ育成会分会◆◆

1. 裁判

これまで使用者側から裁判所に提出された多数の証拠の説明にはゴマカシなどもあったが、3月8日の裁判の人証調べの証言によって、事実の確認や認識など見えてきていたことにリアリティをもたらした。こうしたことは事件の解明に大きく役立ち、事実の特定に十分寄与する。今回の各証言からさらに証拠の掘り起こしを進めているところである。

3月8日に行われた裁判の人証調べの4名の各証言の速記録は、間もなくできることになっている。原告側はその速記録を確認しつつ、最終準備書面の作成に入り、5月8日までに提出する。

「全国手をつなぐ育成会連合会」（以下、育成会連合会という）が解雇に関与した責任と使用者性を明らかにさせた。

「闘華」において、これまでも使用者側の育成会久保厚子会長（元理事長）、三上正浩清算人の陳述書や、証言から明らかになったことを掲載してきたが、本号では、「全国手をつなぐ育成会連合会」の解雇へ関与した責任と使用者性が明らかになっていることを報告する。

育成会連合会は、これまで、

- ① 2014年7月24日に設立した。そのため、5月31日の事務所閉鎖や労働者の解雇にはタイムラグがあり、全く別個に立ち上げた団体。
- ② 育成会運動を進めることでは全日本育成会と同じであるが、事業を引き継いだわけではない。法形式上と設立の経緯から、実質的に同一団体ではない。
- ③ 岡庭組合員らと雇用契約を締結していないし、過去において雇用契約を締結したこともない。育成会連合会は、誰一人雇用していない。

としてきたが、実は、久保理事長らは、2014年2月から両会の立場で、全日本育成会の組織形態の変更に向けて動き出したのであり、育成会連合会の「別団体」の主張は大うそだった。

社会福祉法人の解散は事業のやる気を喪失したのではなく、事業継続の強い意志から法人格の変更を進めた。

2014年2月から全日本育成会の久保厚子理事長らは、全国8つのブロック会議を回り、社会福祉法人格を返上し組織形態の変更をすること、社会福祉法人を解散後も、連合体としてこれまで行ってきた育成会の事業を継続していく具体的な説明を行った。それと並行して全日

本育成会の解散後の事業の担い手となる「正会員を用意するために、調整を行い、3月中旬までには内諾を得た」としている。

これは、久保理事長らが、全日本育成会と育成会連合体の両方の立場でなければできないことである。社会福祉法人の解散の手続きや、そのための準備と、連合体として事業を具体的に運営していく方法を理解していなければ、正会員の育成会と事業の担い手になってもらう交渉・調整ができないし、全国の8つのブロック会議を回り今後のことを説明するにしても、両会の立場で具体的に検討してきた内容があるから説明できるのである。2月から全日本育成会と育成会連合会の両方の立場でことを進めていたのであった。

全日本育成会の三役は育成会連合会の三役を兼任

3月20日の全日本育成会の評議員会・理事会で正式に、社会福祉法人の事業の廃止について、提案事項「社会福祉法人格を返上し、組織に見合う法人格へ変更する」ために今後のことを含めて決議していたのである。

3月20日以降の久保理事長、田中正博常務理事が職員・組合に対し行ったことは、両会の立場で、両会の意向により行ったことである。

- 1) 3月25日の職員会議で、法人格の変更であることをごまかす説明した。
- 2) 4月15日。希望退職の募集
- 3) 4月28日。職員2名に解雇予告通知を出した
- 4) 職員2名からの質問書6通に対して、6月1日以降の事業や組織については「回答の必要を認めない」としたこと。
- 5) 組合の団交開催要求に対して、応諾を拒否したことなど。

育成会連合会の立場の意向、つまり「6月1日から事務所は滋賀県育成会内に設置する」「誰一人雇用しない」という方針が、全日本育成会の決定に関与して、「5月31日に事務所は閉鎖、労働者は解雇」となったのである。

解雇に関与した育成会連合会は、労働者の労働条件に支配的な影響を与える地位にいたのであり、使用者性が大ありなのである。

3年近くかけて闘ってきた裁判は最終準備書面作成へ。

解雇無効地位確認請求等裁判は、2014年9月に裁判所に訴状を出してから、2年8か月かけて闘ってきた。

全日本育成会が行った労働者の解雇には、育成会連合会の関与により行われたものであること。そして解雇自身も、全日本育成会が法人格を変更した、実質的同一性の

ある育成会連合会へ事業を移行させたのであるから、事業の廃止を理由にした解雇は無効であることを明らかにさせる最終のまとめとなる準備書面を作成し、5月8日に提出して東京地裁での審理は結審を迎える。

被告両会が、当初より自ら事実を明らかにしなかったことで時間はかかったが、被告両会の主張が大嘘であったこと、事業を継続する強い意志から、そのようにごまかしていたことは不当労働行為意思からであり、解雇が不当な解雇であることを明らかにする最終準備書面を書き上げる。頑張ろう！

久保理事長、田中常務理事らの組織変更への動き

時 期	内 容
2014年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・2月2日～21日。育成会の全国8ブロックの会議に伺い、「社会福祉法人格を返上し、組織形態を変更して事業を継続する。賛助会員制度や『手をつなぐ』を発行することや全国大会を開催すること」を説明して、おおよそ了解を得た。 ・解散後の育成会運動の担い手となる育成会の正会員との調整を行い、内諾を得た。 滋賀県育成会（事務局・広報） 静岡県育成会（政策） 兵庫県育成会（権利擁護） 大阪育成会（本人活動） 東京都育成会（国際） <ul style="list-style-type: none"> ・2月25日。職員会議で、社会福祉法人の解散と労働者全員解雇を発表した。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・3月20日。評議員会・理事会を開催し、今後の解散後の方向性を含んで社会福祉法人の事業の廃止を決議した。三役の兼任を組織的に決めた。 ・3月25日。職員会議において、職員には理事らに説明したことと違う、ごまかしや隠蔽の説明を行った。
～5月	久保理事長らは三役兼任となって、解散後の連合体についての意見聴取を育成会全国の8ブロック会議を回り意見交換したことを、田中常務理事がまとめたレジメによって、5月23日に設立発足準備会を開催した。したがって、この設立発足準備会は、「両会」が共同して行ったのであった。

※久保理事長は、このような組織形態の変更を進めながら、職員2名の合計6回の質問書への回答では、ゴマカシ続けた。

2. 労働委員会

3月8日の人証調べを受けて、労働委員会の方も、育成会連合会が解雇に関わっていたことから、組合側の「求める救済内容」は変わらないが、「不当労働行為を構成する具体的な事実」が変わってくる。

組合は、2月の調査で、次の調査までに準備書面を提出することを予告してあるが、4月25日の調査に間に合うように提出する。

3. 団体交渉

2月16日に全日本育成会が、回答書に「団交を応諾する考えである」と書いてきたものの、開催日について「追って連絡する」と記載しながらいつまでも連絡がないので、組合は3月16日に督促状を出した。まず事務連絡の窓口を決めて相互に事務的に連絡することとする。

◆◆ブリタニカ分会◆◆

東京にさくら開花宣言が出された3月23日、ブリタニカ・ジャパン社前の情宣・団交要求行動を行った。このところ冬に戻ったような寒い日が続いていたが、これからは春爛漫になり、桜もほどなく満開になるとの期待をもたせる開花宣言だった。私たちにとって17回目の桜の季節である。この日は、暖かくはないが、さほど寒くはない中、結集した支援の人たちと共にビラを配布し、ブリタニカの不当労働行為を広く訴えるマイク情宣を行った。普段から人通りの少ない社前だが、昼休み時間の12時から13時までの間はそれなりに人の出入りがあり、通行人も増える。これまで16年にわたり繰り返し訴えてきたブリタニカの大量不当解雇の実態、数々の不当労働行為の実態をこの日も広く訴えた。

団交要求行動は、今回も執行委員長・副委員長・当該の3名で行った。インタホンで来意を告げ、小槌社長の面会を求めたが、これまで通りの「不在」の返事。労務担当の原尻氏も「不在」。正面入り口ドアは、この日も鍵がかけなく半開きの状態であった。団交要求書を受け取りに出てくるのはいつもの女性事務員である。こちらから社内に出向いて行くと申し出たところ、「それは困る、受け取りに行く」との返事であった。女性事務員の対応はとて丁寧で、素直に我々の団交要求書を受け取る。しかし会社側からの返事は相変わらず全く無い。今回も小槌社長に、これまでのブリタニカ資本の行った不当解雇の実態を直接に教える必要があることを再確認した。

最後にブリタニカ・ジャパンに対し、抗議のシュプレヒコールをあげて情宣行動を終えた。

◆◆ ユニオン東京合同のお知らせ ◆◆

辺野古の海の埋立て強行を許さない！

4・19大集会

- 日時：4月19日（水）18：30～
- 場所：日比谷野外音楽堂
- 主催：総がかり行動実行委員会

打ち破ろう分断！取り戻そう団結！

世界の労働者は団結して闘おう！

4・23全国交流集会

- 日時：4月23日（日）13：00～
- 講演：「パク・クネ罷免、いま韓国で何が起きているのか」金元重氏
- 場所：横浜市鶴見公会堂（JR鶴見駅西口すぐ）
- 主催：外登法・入管法と民族差別を撃つ全国実行委員会

一億三千万人 共謀の日

- 月日：「4/23 共謀の日」（日）
- 午後3時21分に、全国で一斉に”共謀”しよう！
～みんなで、「共謀罪反対！」と叫ぼう、喧こう、囁こう～
- 以下、主な行動等（予定ですので、ご確認を）
- 11：30～13：30 秋葉原駅ヨドバシカメラ前広場
（賛成・反対シール投票、リレートーク）
- 14：00～16：00 日本基督教会館4階
（表現者イベント）
- 17：00～21：00 文京区民センター2A
（全体集会、出版記念会）
- それぞれ、各地・各企画にご参加を

チェルノブイリ31年・福島6年

放射能汚染の時代をどう生きるか
子供たちをどう守るか

- 日時：4月28日（金）13：00～
- 場所：練馬文化センター小ホール
- 講演：今中哲二さん（京都大学原子炉実験所研究員）
- 主催：チェルノブイリこども基金ほか

平和といのちと人権を！
5・3憲法集会

- 日時：5月3日（水・祭）12：00～
- 場所：有明防災公園（ゆりかもめ有明駅下車2分）
- 主催：5・3憲法集会実行委員会

組合活動日誌			
月	日	曜	活動内容
3	23	水	ブリタニカ社前情宣
	26	日	三里塚全国総決起集会
	31	金	17南部春季集会
4	3	月	定期執行委員会
	6	木	共謀罪反対！集会・デモ 日比谷野音
スケジュール			
月	日	曜	活動内容
4	12	水	「働き方改革」弾劾！厚労省前抗議情宣12～13時
	14	金	共謀罪阻止！国会前行動8:30～11:30 衆院第2議員会館前
	19	水	辺野古の海の埋立て強行を許さない！4・19大集会 ★
	20	木	阿佐ヶ谷市民講座「憲法と政治安倍政権の本質を問う！」 18:30 劇団展望
	23	日	一億三千万人 共謀の日 ★
			外登法・入管法と民族差別を撃つ4・23全国交流集会 ★
	25	火	育成会分会東京都労働委員会調査
	26	水	育成会中労委命令取消訴訟控訴審判決
			共謀罪阻止！国会前行動8:30～11:30 衆院第2議員会館
			院内集会 12～14時 衆院第一議員会館多目的ホール
28	金	チェルノブイリ31年、福島6年 今中哲二講演会 ★	
29	土	ネットワーク連続学習討論会「刑法と戦争-戦時治安法制の作り方」13:30～16:30 スマイル中野5階第1第2会議室	
5	3	水	平和と命と人権を！5・3憲法集会 ★
	8	月	育成会解雇無効地位確認請求等裁判最終準備書面提出

★印は左に詳細情報があります。

【短信・単身・丹心】

天に唾

今回のトランプの理屈に拠れば、ベトナムでの枯葉剤やイラクでの劣化ウラン弾という許すことのできない残虐な武器を使用したアメリカに対しては、誰であろうとどんな手段であろうと、その制裁が可能である。トランプが自分で使った論理の公平性を保つなら、過去に遡って「9・11」も容認しなくてはならないだろう。

それほどまでにトランプの言動には矛盾や偏りがある。天に唾する者は自分の顔でそれを受け止めねばならぬ。